

主要事項のとりまとめ案

(地方税)

- 個人所得課税（金融証券税制・個人住民税）
- 環境関連税制[地方税]
- 地域主権改革と地方税制

個人所得課税（金融証券税制・個人住民税）

1. 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率（うち個人住民税3%）の適用期限を2年延長し、平成26年1月から20%本則税率（うち個人住民税5%）とする。
2. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる日本版ISA）の導入時期については、平成26年1月とする。
3. 平成26年1月の20%本則税率化（うち個人住民税5%）を踏まえ、公社債等の利子所得及び譲渡所得等に係る課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大について検討する。
4. 店頭金融デリバティブ取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る所得について、20%申告分離課税（うち個人住民税5%）とした上で、市場金融デリバティブ取引及び市場商品デリバティブ取引との通算及び損失額の3年間の繰越控除を可能とする。

（注）所得税における配当所得課税の大口株主等の要件の見直しは、個人住民税に自動影響。

環境関連税制 [地方税]

1. 軽油引取税

(1) 地方の厳しい財政事情や地球温暖化対策の観点も踏まえ、平成 23 年度においては、軽油引取税の当分の間税率は、現在の水準を維持する。

(2) 軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これと一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続する。

なお、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等を受け所要の措置を講ずる。

2. 地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠である。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討する。

地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 24 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める。

3. 航空機燃料税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないよう、航空機燃料譲与税の譲与割合を、平成 23 年度から平成 25 年度までの間、9分の2（現行：13分の2）とする。

地域主権改革と地方税制

○地方税の充実

地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要である。

また、少子高齢化が進み、社会保障制度を支えている地方自治体の役割がますます増大する中で、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

○住民自治の確立に向けた地方税制度改革

(基本的考え方)

税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していく。

(具体的取組み)

また、以下の事項等について検討を行い、成案を得たものから速やかに実施することとし、法制化が必要なものについては、平成 24 年度税制改正から実現を図る。

(1) 地方自治体の「自主的な判断」の拡大のための事項

- ① 法定任意軽減措置制度（仮称）の創設
- ② 法定税の法定任意税化・法定外税化
- ③ 制限税率の見直し

(2) 地方自治体の「執行の責任」の拡大のための事項

- ① 法定外税の新設・変更への関与の見直し

② 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大

(税負担軽減措置等の見直し)

地方税については、平成 22 年度税制改正大綱に掲げた「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」に沿い、さらには地域主権改革の視点を踏まえ、国が地方の税収を一方向的に減収せしめる税負担軽減措置等は、可能な限り行わないような方向で見直しを行っていく。平成 23 年度税制改正においては、税負担軽減措置等のうち、産業政策等の特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策税制措置」について、100 項目の見直しを行い、その結果として、64 項目を廃止又は縮減する。